



第 3 章

計画の基本目標

1 基本目標

第7期計画策定に向けた課題に向けた取組みを行っていくために、以下の11の基本目標を設定し、施策を実施していきます。

基本目標 1 高齢者施策の課題解決に向けた包括的な活動の推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、高齢化に伴い増加する認知症への対策や独居・高齢者世帯への支援を始め、生きがいづくりに至るまで、高齢者の様々な課題に対応していく必要があります。そのため、各関係機関が一体となり、連携し合いながら地域ニーズや地域資源の把握をし、それに基づいた取組みを行っていきます。

基本目標 2 地域包括支援センター事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続していくためには、介護予防から介護保険サービス、医療サービス、さらにはボランティアなどが行う活動までを含め、高齢者の状態・状況に応じた適切なサービスが提供される必要があります。

このため、本村における高齢者支援の拠点である地域包括支援センターを中心に、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定・安全のために必要な援助、支援を包括的に行います。

基本目標 3 総合的な介護予防の推進

今後、高齢化がますます進展すると予想される中で、高齢者がいつまでも健康でいられるために、健康なときから自主的・継続的に健康の保持・増進に努めることが何よりも重要です。

効果的な介護予防事業を展開し、高齢者が住み慣れた地域で継続的に暮らせる体制づくりに努めます。

平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を始め、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指します。

基本目標 4 住民と行政の協働による支援

誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、住民一人ひとりの自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基盤とし、住民と行政の協働による支え合いの仕組みづくりをめざします。

基本目標 5 相談体制の充実

高齢者の地域における自立した生活を支えるために、問題を早期に発見し、必要な支援につなげていくことができる相談支援体制の充実を図ります。

基本目標 6 生きがい・健康づくりの推進

高齢者一人ひとりが自分自身の人生を充実させる努力を続けることや、地域をはじめ社会の中で役割を担い、積極的に社会貢献することは、生きがいのある人生を送る上で重要であるとともに、介護予防につながります。また、地域社会の活性化を図る上で大きな力となることも期待されます。高齢者が自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、積極的に社会参加できるような環境を整えていきます。

基本目標 7 生活を支援するサービスの充実

高齢者やその家族の多くは、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活することを望んでいます。何らかの支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、日常生活の安全性や利便性の確保を図り、生活の質を高めるための在宅サービスを提供していきます。

基本目標 8 高齢者が安心して暮らせる居住環境の整備

建築物、道路、交通機関などの物理的な障壁を除去することは、高齢者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。高齢者のみならず、あらゆる人に配慮したユニバーサルデザインの理念に基づき、公共施設等の整備を推進するとともに、高齢者の自立支援の観点から、高齢者の状況に応じた住まいのあり方を研究します。

また、災害発生時における災害時要援護者の安全確保や高齢者を巻き込んだ犯罪や交通事故の防止が地域の重要課題となっています。こうした背景のもと、災害、事故、犯罪による被害を防ぐことは、住民の共通した願いです。住民一人ひとりの信頼関係と様々な団体の連携をもとに、地域ぐるみで安全対策を推進していきます。

基本目標9 地域における認知症高齢者の支援

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が今後も増えることが予測されており、認知症への対策は喫緊の重要課題です。

認知症高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるように、認知症理解の促進を図るとともに、地域住民と行政の協働による支援体制を構築します。

基本目標10 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の在宅生活を支えるためには、医療と介護の連携を強化していく必要があります。また、入院による急性期の治療からリハビリテーションを含めた、退院後の在宅療養へ円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護（介護予防）サービスを提供するためには、地域での医療・介護の連携強化が重要です。

在宅医療と介護の連携において、在宅医療・介護連携推進事業に取り組むとともに、医療機関と介護支援専門員、サービス提供事業所などが密に連携を図れる体制づくりとして、多職種による支援に取り組んでいきます。

基本目標11 介護保険サービスの質の向上と利用者支援

高齢化のさらなる進行とそれに伴う要支援・要介護認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの供給量の確保に努めます。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、サービス提供事業者への指導・監督や事業者の介護人材の確保・定着化に向けた取組みへの支援など、サービスの質の向上に努めるとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。

2 計画の体系

〔 基本理念 〕

村民誰もが
健康でいきいきと安らかな長寿を楽しみ
皆で支え合う豊かな村づくり

〔 基本目標 〕

1 高齢者施策の課題解決に向けた包括的な活動の推進

2 地域包括支援センター事業の推進

3 総合的な介護予防の推進

4 住民と行政の協働による支援

5 相談体制の充実

6 生きがい・健康づくりの推進

7 生活を支援するサービスの充実

8 高齢者が安心して暮らせる居住環境の整備

9 地域における認知症高齢者の支援

10 在宅医療・介護連携の推進

11 介護保険サービスの質の向上と利用者支援

〔 施策の方針 〕

- (1) 協議体の設置
(2) 生活支援コーディネーター
(3) 研究会の開催

- (1) 介護予防ケアマネジメント事業
(2) 総合相談・支援事業
(3) 権利擁護、虐待の早期発見・防止事業
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント
(5) 生活支援サービスの体制整備

- (1) 介護予防事業・生活支援サービス事業の推進
(2) 一般介護予防事業

- (1) 住民を主体とした多世代交流型健康長寿の推進
(2) 高齢者を見守るネットワークの構築
(3) 社会福祉協議会との協働
(4) ボランティア活動の推進
(5) 学校教育における福祉教育の充実
(6) 社会教育における福祉教育の充実

- (1) 地域包括支援センターの充実
(2) 役場窓口の充実
(3) 民生委員・児童委員への活動支援

- (1) 老人クラブの活性化
(2) 社会教育の充実
(3) 年輪のつどい（生きがい成人式）の開催
(4) 敬老センター事業の充実
(5) 高齢者ボランティアの促進
(6) シルバー人材センターの充実
(7) 生きがい活動支援通所事業（さくらの会）
(8) お出かけバスの運行
(9) 巡回バスの運行
(10) サロンの開催

- (1) 給食サービス事業
(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
(3) ホームヘルプサービス事業
(4) 要援護高齢者見守りサービス
(5) 日常生活用具給付事業
(6) 高齢者福祉用具給付等事業
(7) 緊急通報システム事業
(8) 在宅介護用品援助費支給事業
(9) 在宅ねたきり高齢者等見舞金支援事業
(10) 高齢者等福祉タクシー料金の助成
(11) 家具転倒防止器具取付事業
(12) 日常生活自立支援事業
(13) 生活福祉基金貸付事業
(14) シルバー人材センターによる生活支援事業
(15) 買い物支援
(16) 料理教室の開催
(17) 乳酸菌飲料支給事業

- (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進
(2) 快適な歩行空間の整備
(3) 高齢者に配慮した住宅に関する情報提供
(4) 災害時要援護者の支援体制の構築等
(5) 地域の防犯対策支援
(6) 防犯・防災知識の普及

- (1) 認知症サポーターの養成
(2) 認知症予防事業
(3) 認知症対応型サービスの推進
(4) 早期発見・早期支援のための連携体制
(5) 徘徊高齢者等位置情報システムサービス事業
(6) 介護者の集い（ゆったりカフェ）
(7) 家族介護者への支援
(8) 相談窓口の充実
(9) 成年後見制度の周知

- (1) 海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターの設置
(2) 地域ケア会議
(3) ICTの活用

- (1) 居宅介護サービスの充実
(2) 地域密着型サービスの充実
(3) 施設サービスの充実
(4) 介護給付の適正化（第4期飛鳥村介護給付適正化計画）